

(その135) 仲の良かった兄弟が遺言書と任意後見契約を作っておけば・・・(2016.12)

10月下旬高津区に住むUさんが相談にみえました。所長がお話を伺いますと、89歳の母と88歳の父が住んでいる、50坪の家と地続きの60坪の駐車場を、両親の家の近くに住む61歳の姉が、Uさんに何の相談もなく1億1千万円で売却し4千万円のマンションを購入して両親を住まわせている事を、最近知った。

訳を聞きに両親のマンションに行きますと姉がいて「両親に頼まれてやったことであなたに関係ない」と言われました。

警察官を呼ぶ事態に

「とんでもない」と語気強く言っただけなのに警察を呼んで「暴力をふるう恐れがあり何とかして下さい」と姉が警察官に訴えたのでその日は引き上げました。後日姉の弁護士という人から「売却した家にUさんの持ち物があるので処分してください。何か言いたいことがあったら弁護士を通じてください」との文書が送られてきた。という内容でした。

合同法律事務所の弁護士に相談すると「親子であっても父母の名義であればUさんに何の権利もない、姉は親に頼まれてお金を管理しているだけで姉にも権利はありません。両親が亡くなられたときにはじめて相続権が発生する。」との説明にUさんは「姉がお金を全部使ってしまう心配があるのでどうしたら防げるでしょうか」と聞きますと「成年後見契約を結ぶしかありません。そのためには両親の診断書が必要になります」と説明されてもUさんが両親に接するには弁護士を通じなければならず途方に暮れ解決の出口が見えない状況です。

今回の教訓は、両親の判断力があり元気なうちに公証役場で遺言書と任意後見契約を結んでおけばこのような面倒は起きなかったのです。

親子だからと安心していないで早めに任意後見契約をすることをお勧めします。